



足立区議会だより

発行/東京都足立区議会 ☎(3880)5111 No.168

第2回定例会

R70
古紙配合率10%
再生紙を使用しています



見沼代親水公園

第2回定例会 会議のあらまし

平成10年第2回定例会は、6月9日から22日までの会期14日間で開催されました。今定例会では、区長から提出された平成10年度一般会計補正予算など議案等19件及び区民のみなさんから提出された請願、陳情について審議・審査がなされました。結果については、それぞれ本文記載のとおりです。また、学校施設改修予算積算額漏洩問題調査特別委員会の調査報告がありました。

平成10年度一般会計補正予算は修正可決

今定例会に提出された、区長提出議案のうち、平成10年度一般会計補正予算については、修正し、可決されました。

その他議決された区長提出議案

平成10年度一般会計補正予算以外の区長提出議案は、原案可決14件、承認1件、継続審議1件と議決されました。

諮問は妥当及び棄却の答申

人権擁護委員候補者の諮問は、異議ないものと答申、学童保育室の入室に関する異議申立てについては、棄却すべきものと答申しました。

請願・陳情を審査

区民の皆さまから提出された請願13件、陳情34件は本文記載のとおり決しました。(請願・陳情の審査結果を8頁に掲載、継続審査は省略)

学校施設改修予算積算額漏洩問題調査特別委員会調査報告を了承

平成9年10月24日に設置され、9回にわたり、調査を行ってきた、本調査特別委員会の調査報告を了承しました。

主な内容

- 区政を問う(各会派の代表質問)……………2～5頁
- 学校施設改修予算積算額漏洩問題調査特別委員会調査報告……………6頁
- 学校施設改修予算積算額漏洩問題調査特別委員会討論……………7頁
- 議決結果……………8頁
- 報告……………8頁
- みなさんからの請願・陳情……………8頁

『議員からの寄付は、罰則を以て禁止されています』

議員(候補者等を含む)が、お祭り・運動会・親睦旅行会・会合等の行事や、入学式・卒業式の行事に対し、寄付・お祝い・差し入れ等をする事は、公職選挙法により、議員資格剥奪の罰則をも以て禁止されています。

また、受け取った人も、罰せられます。

個人に対しても、結婚式・葬式(告別式を含む)以外全ての、お祝い金(入学・卒業等)・贈り物(お歳暮・中元等)をする事も、同様に禁じられています。区民の皆様のご協力を宜しくお願い申し上げます。

問

代表質問は平成10年6月9日に開会された第2回定例会本会議で行われました。

代表質問

議案の審議に先立ち、各会派を代表する4名の議員が、区政全般について質問を行い、区政執行に当たる区長をはじめ執行機関の考えを尋ねました。



藤沼 壮次 議員

足立区議会自由民主党

【問】①区長は選挙時に、区財政は破綻していると批判し、自分が区長になれば区財政は再建できると公約している。しかし区長が就任して2年弱となるが区の財政状況は改善されるどころか一層悪化している。たとえ平成10年度予算編成のあらましの数字を使い、前区長と比較してみると、将来への財政負担は前区長が編成した8年度では区民一人当たり32万8千900円だったものが10年度では34万2千円と前区長当時より一人当たり1万3千円も増となっている。財政の健全化に本気で取り組む姿勢が見えない。公約である財政の健全化にどのように取り組もうとしているのか伺う。

【答】①平成10年度予算編成においては、歳入では、区債の発行残高の減少に努めるとともに、歳出では、投資的経費の繰延や一般行政経費の削減を図った。平成11年度を含めた数年間は、歳入を多く見込めない中において、義務的経費の増や大型事業の進捗が特定年度に集中することなどから予算編成は一層厳しいものになると考える。

【問】②景気の低迷により税収の増加を期待できない今、歳出の削減とともに歳入の確保についても、今までの努力をしなければならぬと考えている。長期的な税収増をどう図るかという点から地域産業の振興などを支援することは、区にとって戦略的重要課題と認識している。また、補助金削減の復活や超過負担の解消についても引き続き区長会を通じ国・都へ要望していく所存である。区税、国保保険料、年金保険料等についても収納率の向上を図るよう、引き続き努力して行く。

【答】③事業の先送りだけでは、根本的な歳出の抑制には繋がらないと考えている。現在、平成10年度「行財政運営方針」に示した考え方をもとに、行財政改革を推進している。また、「基本計画」見直しにあたっての基本方針「引き続く財政状況の厳しさ」を示して、計画の見直しに取り組みよう通達した。今後、区財政の体質改善を図る

【問】④歳出の抑制も一時的な事業の先送りだけで無く、事業の全面的見直しや行政改革を進め体質改善を図るべきと思う。しかし、各種民託に反対し、職員を増やすのであれば、全く逆行する施策と言わざるを得ない。今後どのような取組みをするのか。

【答】①平成10年度予算編成においては、歳入では、区債の発行残高の減少に努めるとともに、歳出では、投資的経費の繰延や一般行政経費の削減を図った。平成11年度を含めた数年間は、歳入を多く見込めない中において、義務的経費の増や大型事業の進捗が特定年度に集中することなどから予算編成は一層厳しいものになると考える。

【問】②景気の低迷により税収の増加を期待できない今、歳出の削減とともに歳入の確保についても、今までの努力をしなければならぬと考えている。長期的な税収増をどう図るかという点から地域産業の振興などを支援することは、区にとって戦略的重要課題と認識している。また、補助金削減の復活や超過負担の解消についても引き続き区長会を通じ国・都へ要望していく所存である。区税、国保保険料、年金保険料等についても収納率の向上を図るよう、引き続き努力して行く。

努力をしていく。

【問】①区民は清掃事業についてさまざまな意見を持っている。特に効率性については、厳しい見方をしている。行革大綱では現業部門は退職不補充である。については清掃事業に従事する職員についても同じ方針と考えているか。近い将来には民間委託を視野に入れていくべきと思うがどうか。

【答】①清掃事業の都から区への移管にあたっては、この事業の重要性を十分踏まえ、住民に一日たりとも支障を与えないような体制を組まなければならないと考える。このような状況のなかで、東京都の清掃事業従事職員の身分取り扱いについては、政令に委ねられることとなっている。区移管後は地域の特性や実情を踏まえ、区民と連携した



【問】②先日、清掃事務所に勤務する事務職員は特殊勤務手当として一人当たり月2万5千円を受けられているが、勤務内容は一般事務であり、手当の支給条件にあたる著しく危険、不快等の困難勤務には該当していないとして、監査請求が出された。大多数の区民は、同じ思いであると考え、都と清掃労組の協定があるが、区民感情からも改善すべきと考えるがどうか。

【答】①清掃事業の都から区への移管にあたっては、この事業の重要性を十分踏まえ、住民に一日たりとも支障を与えないような体制を組まなければならないと考える。このような状況のなかで、東京都の清掃事業従事職員の身分取り扱いについては、政令に委ねられることとなっている。区移管後は地域の特性や実情を踏まえ、区民と連携した

【問】③経済不況は、底なしの感がある。金融不安による貸し渋り等、このままでは、健全な企業も倒産に巻き込まれてしまう。低利で融資条件を一層緩和した緊急特別融資を実施すべきと考えるがどうか。

地域密着型の清掃事業の展開が求められる。今後は、ごみ収集の効率化、ごみ処理コストの低減、資源循環型清掃事業への転換等、限られた財源の中で検討しなければならない課題が山積している。区民サービスの向上を目指し、基礎的自治体としての行政責任を果たしていきたいと考える。

【問】②清掃職員の勤務条件等については、平成6年12月の都と清掃労組との「清掃事業の特別区への移管に関する覚書」で、移管に際して処遇総体の水準低下を招かないことを基本に具体的に協議することになっており、都と労組との協議や都区間の協議に委ねられている。また、今回の地方自治法等の一部改正では、附則で都の職員の特別区への引き継ぎに関して必要な事項は、政令で定めることになっている。特勤手当等の改善については、住民監査請求の結果に対する都の対応を注視し、区民感情等に配慮しつつ、「覚書」に基づく協議結果や政令に基づき適正に対処していきたい。

【問】③経済不況は、底なしの感がある。金融不安による貸し渋り等、このままでは、健全な企業も倒産に巻き込まれてしまう。低利で融資条件を一層緩和した緊急特別融資を実施すべきと考えるがどうか。

【答】区としては、過去に5度期間を限定した景気対応型の融資を実施している。また、昨年度からは、小規模特別資金の融資限度額を拡充し、通年利用できる制度にした。しかしながら、

【問】①現在の状況はコミュニティが衰退に向かっていると認識している。商店・自営業者の減少は地域コミュニティにとって大きなマイナスである。商店街支援は単に産業振興の視点だけでなく、地域コミュニティの支援という新しい視点からも強化すべきではないか。



ご指摘のように金融不安が募る中で、融資条件の一層の緩和が必要と認識している。小規模特別資金の融資限度額の拡大、利子補給の増、利用対象者の条件緩和を検討している。

【問】②改正都市計画法によると今後は用途地区の指定によって大規模店舗を規制できると聞いています。当区においても商店街の振興・地域コミュニティを守る為にも、スーパー等の無秩序な出店を制限すべきと思うがどうか。

【答】①ご指摘のとおり区内の事業所数は調査年次を追うごとにその数を減らし、地域コミュニティに大きな影響を与えている。地元の商店や自営業者は町会・自治会を支え、また、PTA活動等、地域コミュニティの核となって活動していただいておりますので、このような視点から、商店街支援を強化していきたいと思う。

【問】②改正都市計画法によると今後は用途地区の指定によって大規模店舗を規制できると聞いています。当区においても商店街の振興・地域コミュニティを守る為にも、スーパー等の無秩序な出店を制限すべきと思うがどうか。

【答】②改正都市計画法によると今後は用途地区の指定によって大規模店舗を規制できると聞いています。当区においても商店街の振興・地域コミュニティを守る為にも、スーパー等の無秩序な出店を制限すべきと思うがどうか。

【問】③経済不況は、底なしの感がある。金融不安による貸し渋り等、このままでは、健全な企業も倒産に巻き込まれてしまう。低利で融資条件を一層緩和した緊急特別融資を実施すべきと考えるがどうか。

【問】①現在の状況はコミュニティが衰退に向かっていると認識している。商店・自営業者の減少は地域コミュニティにとって大きなマイナスである。商店街支援は単に産業振興の視点だけでなく、地域コミュニティの支援という新しい視点からも強化すべきではないか。

【答】②改正都市計画法によると今後は用途地区の指定によって大規模店舗を規制できると聞いています。当区においても商店街の振興・地域コミュニティを守る為にも、スーパー等の無秩序な出店を制限すべきと思うがどうか。

【問】③経済不況は、底なしの感がある。金融不安による貸し渋り等、このままでは、健全な企業も倒産に巻き込まれてしまう。低利で融資条件を一層緩和した緊急特別融資を実施すべきと考えるがどうか。

【答】②改正都市計画法によると今後は用途地区の指定によって大規模店舗を規制できると聞いています。当区においても商店街の振興・地域コミュニティを守る為にも、スーパー等の無秩序な出店を制限すべきと思うがどうか。

【問】③経済不況は、底なしの感がある。金融不安による貸し渋り等、このままでは、健全な企業も倒産に巻き込まれてしまう。低利で融資条件を一層緩和した緊急特別融資を実施すべきと考えるがどうか。

【問】③経済不況は、底なしの感がある。金融不安による貸し渋り等、このままでは、健全な企業も倒産に巻き込まれてしまう。低利で融資条件を一層緩和した緊急特別融資を実施すべきと考えるがどうか。

代表質問

区政を

傍聴してみませんか 区議会本会議は公開されています

くりの方向に向かっており、総合的に区が判断することが可能になる。これらの二つの視点に配慮して、大規模店舗の出現が地域コミュニティの衰退をもたらすことのないよう、無秩序な出店については一定の制限を加える方向で検討していく。

③今回改正された都市計画法の中には、地域地区の都市計画に加えて特別用途地区の多様化が盛り込まれている。これは、用途地域による用途制限を地域の実情に即して強化又は緩和する制度である。その結果、区が、地区の特性にふさわしい土地利用の増進、環境の保護等の多様な目的に合わせて柔軟に設定できる。特別用途地区の指定には、都市計画として区が決定し、あわせて具体的な用途制限を条例で制定する必要がある。指定にあたっては、区全体のまちづくりの方向性や産業振興政策との整合や、区民の皆さんの意見にも十分配慮する必要があると考える。今後の政令、省令等の整備を見ながら、また、都市計画審議会等にも諮りながら、慎重に検討していきたい。

町会・自治会等ボランティア団体への支援について

【問】コミュニティの衰退を防ぐ為に町会・自治会等ボランティア団体への支援を一層強めるべき。従来からも各種の支援策があるが、不十分と思われる。町会からの要望も多くなっている状況をふまえ、区有財産の活用を強めるべきと思うがどうか。

【答】区が取得、設置する各種の施設は、各々設置の目的を持ち、これらを取得整備するため

には、多大の経費が必要です。財政的に国や都などの補助金、郵政等の資金を導入活用しているが、各施設は、各々施設目的に叶った運用が保全されるよう、法や規則、要綱などにより、使用についての制限が設けられている。町会・自治会等の「民間における非営利団体」の活動、いわゆるNPOは、今後も区政運営や区民生活にとって大きな推進力となることが予想される。区としても、国、都などの動きを十分把握しながら、区有財産の活用を含め、区民活動の支援について、庁内体制の整備を行っていききたいと思う。

リサイクル推進について

【問】今年度より集団回収の回収業者に対して雑誌のみ3円の助成が実施された。これは、回収団体が負担する逆有償を解消することによって集団回収が安定的に継続することを意図したものである。しかし、3円の助成を計画した当時よりも、現在は、一層古紙の価格が低下し、段ボール・新聞についても逆有償になってきたところが出現してきた。集団回収を安定的に継続する為に、助成の見直しをすべきと思うがどうか。

【答】集団回収への緊急支援のため、本年の4月から始めた事業でもあり、雑誌の逆有償での



回収や引き取り拒否等の防止という事業効果について慎重な検証が必要である。したがって、そうした検証を踏まえた上で助成の見直しについて検討していきたいと考えている。

ダイオキシンの環境ホルモンについて

【問】①環境ホルモンは、新しい重要課題である。いたずらに不安をかりたてることは誠に慎まなければならぬが、認識を区民が深めることは必要と考える。区としても、環境ホルモンについての啓発や情報提供を積極的に推進すべきと考えるがどうか。

②ダイオキシン・環境ホルモンの測定について3月議会での答弁でもモニタリングの実施について言及していたが、具体的なものが出来て来っていない。測定はいつから、どんな地点で行うのか。

③大気・土壌・河川・魚類等、定点で定期的に測定し、区民に公開すべきと思うがどうか。

【答】①「外因性内分泌かく乱化学物質」いわゆる環境ホルモンによる環境汚染は、科学的には未解明な点が多く残されているものの、世代を越えた深刻な影響をもたらすおそれがあることから、環境保全上の重要課題である。環境庁では、平成10年5月7日、これらについての対応方針「環境ホルモン戦略計画SPED'98」を取りまとめている。当区においても国の方針に基づき情報収集に努めるとともに、区民にわかりやすく情報を提供していく。

②大気及び土壌のダイオキシン



のモニタリングについては、この秋以降、都の行う島根のダイオキシン調査に合わせ、さらに区独自に大気監視室のある東和、鹿浜、宮城の3地点で測定できるように努力したい。その他の環境ホルモンについては、現在、環境庁の研究班が行っている調査研究の結果を待って、検討していきたい。

③大気と土壌の測定結果の公開については、広報紙で区民に公表していく。さらに、荒川、綾瀬川、中川のダイオキシンについては、東京都が9年度に調査しているのを調査結果ができたので、区民に公表していく。なお、魚類については東京都の調査の動向を踏まえて検討する。

乗合タクシーの導入について

【問】交通不便解消の為、委託事業として、乗合タクシーの導入をすべきと思う。具体的には高速川口線下の都計道113号線、都計道258号線についてどのようなことを考えているか。また、他の路線についても必要な所は、積極的に実施すべきではないか。

【答】当区においては、ご案内のとおり日暮里・舎人線、常磐新線の整備を視野に入れた「公共交通整備基本計画」を平成10年1月に策定した。この計画で乗合タクシーの導入についても、全区全体の公共交通の総合的、体系的な導入・整備の中で、検討していくとしている。また、都計道113号線及び都計道258号線への乗合タクシーの導入可能性だが、補助113号線沿いを含め、荒川の堤北地区は東西の交通が全くない地域であり、何らかの公共交通機関の導入が必要であると考えられる。また、都計道258号線については、バス路線も併せて検討していく必要があると考える。いずれにしても、区全体の公共交通整備の中で検討していきたいと考える。

教育相談チャレンジ学級のあり方について

【問】①竹の塚の教育相談所で、教育相談・チャレンジ学級が行われているがビルの中にあり、閉鎖された空間で集団活動も制約されている。今年度から旧竹の塚北小でスポーツ等一部の授業が実施されているが、場所が二ヶ所に分かれるのは、不便である。旧竹の塚北小かまたは、別の適地を考えるべきと思うがどうか。

②子どもたちにとって大人よりは、より親しみの持てるお兄さん、お姉さんの存在は、心を開くきっかけになる。チャレンジ学級においても、教職を目指す

大学生を活用すべきかと思うがどうか。

【答】①竹の塚のチャレンジ学級については、平成9年度に施設の改修を行い、床の改修、照明の照度を増すなどの改善を図るとともに、事業の拡充も行ってきた。その一環として、旧竹の塚北小学校については、運動などの体験学習のため体育館の活用等を行っている。教育委員会としては、現在のところ既存の施設を十分に活用して、教育活動の充実を図っていく。

②チャレンジ学級においては、さまざまな要因により、登校拒否をしている児童・生徒の欠席性の補充を目的とし、再び登校できるよう指導しているところである。この指導については、校長を経験した嘱託員が、一人一人の実態に応じた計画的にあたり、学校への復帰や高校進学などの実績をあげているところである。ご指摘のとおり、子どもたちの心を聞くことも登校拒否の児童・生徒への大切な指導とらえており、指導内容に個人面談やグループ活動も取り入れている。大学生の活用については、条件整備なども含め、これからの課題としたい。

足立区議会公明



齊藤八郎 議員

【問】この問題に関して、当該

課長は文書注意処分を受けている。また、学校教育部長も学校施設改修予算積算額漏洩問題調査特別委員会、管理監督責任を問われている。ところが、区長は自らの責任について一言も発していない。区長として、い

かなる責任を取るつもりなのか。

【答】この問題については執行機関として、はなはだ遺憾に思っている。今後は情報管理に十分注意を払う等、区民の皆様信頼に十分応えていくことが私の責任であると認識している。

【問】旧本庁舎跡利用について問う

【問】平成10年度当初予算案に計上されていた旧本庁舎跡利用計画策定経費が、区民の代表である議会で削減された。これは区長の公約であるホール案が否決されたことである。区長は、これをどう受けとめているのか。

【答】旧本庁舎跡利用の問題については区民の付託にこたえ、公約を実現することが私の責任と考えている。私は旧本庁舎跡には文化ホールと産業振興センターを中心とした複合施設を整備することが適切であると考えている。今後は対策本部で基本構想を策定し、理解を得られるよう努力していく考えである。

【問】旧本庁舎跡利用に関して、行政が大きく混乱した発端は、区長が庁内選考委員会による審議会公募委員の選考結果を、一方的に自分の支持者と全員差し替えた非民主的なやり方が原因である。これは区長の政治姿勢の根幹をなすものであり、いささかも曖昧にできない。区長は区民と議会に対して、いかなるはじめをつけるつもりなのか。

【答】公募委員選任の最終決定権者は私である。このことから選考委員会等の事務処理結果は私の決定の参考とするものと位置付けた。今後の公募委員の選考では選考委員会の決定を重く

受け止めると共に、細則等を整備し選考を行っていく。

【問】区内商業の振興と区内共通商品券の活用について問う

【問】区の主催する各種催し物で区民に贈呈する記念品や敬老祝い品等がマンネリ化しているとの指摘が多く出ている。そこで、区内商業の振興も含め記念品等から区内共通商品券の贈呈に変更してはどうか問う。



【答】商店街は長引く景気後退の中で厳しい環境に置かれている。そこで、区としては区内緊急経済対策会議を設置し、区内消費の拡大について検討した。その中で、ご指摘の敬老祝い品等の支給をはじめ、可能な限り区内共通商品券を活用していくことを確認した。今後も区内共通商品券の活用を通して、区内商店街の活性化に努力していく。区民が憩えるふるさとづくりと都市交流の支援について

【問】子ども達は山菜とり、キャンプ等の思い出に残る体験をすることにより、素晴らしい大人に成長できる。そこで、日帰りが可能な農山村と提携し、区民が色々な体験のできる、ふるさとづくりを考えてはどうか。また、民間レベルでは世界の各都市との交流が盛んである。区として、このような交流を積極的に支援してはどうか問う。

【答】現在、区の財政は厳しく、区の補助金等で運営している都市提携交流協会、国際親善協会は厳しい環境のもとでの事業運営を余儀なくされている。質問の点については従来の都市提携姉妹都市とは違った形での新たな交流が可能かどうか検討させていただきたい。

【問】平成10年1月に開設した地域生活支援センターは自立の難しい精神障害者の生活支援や相談に加え、職業リハビリテーション、民設の共同作業所への支援を機能としており、その運営は全国的にも注目を集めている。そのような中で、授産事業の仕出し弁当の製造販売は好評であると聞いている。同センターの事業運営の状況と今後の見通しについて問う。

【答】授産事業として開始した「ふれんどりい弁当」は好評であり、注文に応じきれない状態である。訓練生の状況をみながら、段階的に増やしていくよう援助していく予定である。今後は生活福祉相談等にも力を入れ、民間作業所や家族会への支援として研修会や相互交流の場としての機能も充実させていきたい。

【問】同制度が円滑にスタートするには要介護者のニーズに配慮することができる、質の高いサービスの供給体制の確保が重要である。このためには行政によるサービスだけでなく、積極的な民間活力の導入が不可欠である。そして、これに伴い区は民間事業者を誘導育成し、その指導や

調整の役割を果たすことが重要になると思うがどうか。

【答】多様な介護サービスを確保するためには公共サービスと併に、民間事業者をはじめ、区内の様々な力を結集する必要がある。区としては要介護者等が安心してサービスを利用できるように、事業者の参入やサービスの質の維持向上のための条件整備を行う事が重要と考えている。

【問】介護サービスの供給調査は高齢者の実態調査と併に重要である。大都市では一自治体の区域にとどまらない事業展開を行う介護サービス事業者も多い。よって、サービス供給量の予想推計やサービス供給確保の方策は広域的な視点から考える必要があると思うがどうか。

【答】介護サービスの供給量調査は区の区域を越えた事業展開を行う事業者も多いことから、区内事業者の状況、意向調査だけでなく、近隣自治体との情報交換や大手事業者の動向等の把握も必要である。また、事業者の誘導についても、区外事業者を視野に入れ、広域的視点から行っていきたいと考えている。

【問】ケアマネージャー（介護支援専門員）の資格試験が今年

の秋に予定されており、受験者数もかなりの数が予想される。区における今後のケアマネージャーの供給見込みと必要数確保の方策について問う。

【答】当区ではケアマネージャーについては200名程度必要ではないかと考えている。現在、制度施行に向け、多くの事業者が介護支援専門員を養成しようとしており、受験者も多数にのぼると予想される。今後は民間における確保状況の調査を行いながら、必要に応じ講座の開催などの支援策を講じていきたい。



【問】ケアマネージャー（介護支援専門員）の資格試験が今年

の秋に予定されており、受験者数もかなりの数が予想される。区における今後のケアマネージャーの供給見込みと必要数確保の方策について問う。

【答】当区ではケアマネージャーについては200名程度必要ではないかと考えている。現在、制度施行に向け、多くの事業者が介護支援専門員を養成しようとしており、受験者も多数にのぼると予想される。今後は民間における確保状況の調査を行いながら、必要に応じ講座の開催などの支援策を講じていきたい。

【問】ケアマネージャーの職務の公平性について問う

【問】ケアマネージャーの職務においては介護サービスを受けたい高齢者等への訪問調査の結果に偏りがなく、要介護者が安心できるケアプランが作成されなければならない。このためにはケアマネージャーの公平性を担保する必要があると思うがどうか。

【答】介護支援専門員の職務は公平性を要求されるものであり、違反があれば事業者の指定取り消しも含め、厳正に対処していく方針とされている。調査結果の偏りや、要介護者の意向を無視したケアプランの作成が想定される場合は区としても適宜調査を行い、介護支援事業者の指定権限を持つ都等と連携し、その公平性の確保に努めていく。

【問】下水道がいまだに完備しにくい所があるが、区としてはどのような努力をしているのか。また、今後の課題について問う

【答】足立区の公共下水道普及率は平成9年度末で99%となり、概ね普及したと考えている。しかし、権利相続や隣地境界等の問題があり、下水道工事のできない箇所も残っている。こうした箇所は、現在、都と協議を重ねているが、暫定措置を講じながら完全普及に向け努力していく。



【問】都市農業公園について問う

【問】都市農業公園について、次の3点について問う。①当公園の利用者を増やすために、対岸から渡し舟等を定期的に出せないか。②当公園の利用者にアンケート調査を実施し、よりよい公園にしていくべきと思うかどうか。③足立区の桃源郷としていくべきと思うかどうか。

【答】①現在、区の舟運整備計画は凍結されている。また、採算性や運営上等の問題もあり、実現は難しい。②区民ニーズの

【問】区民生活重視型区政を基本姿勢とする吉田区政のもとで21世紀の区政を方向づける基本

【問】区民生活重視型区政を基本姿勢とする吉田区政のもとで21世紀の区政を方向づける基本

把握は公園運営上で必要な情報であり、一定の期間を置いて実施したい。③当公園は江北の五色桜を再現したいということによって約40種200本程度の里帰り桜や様々な樹木等が植えられ、既に区内一番の花の名所になりつつある。旧日光街道沿いのまちづくりについて問う

【問】旧日光街道沿いの街並みについては千住の宿場町としての昔日の面影を残すように街の景観を整え、古きよき時代の文化と伝統を今に伝えることが大事だと思う。そこで、歴史の街である川越市の街並みを参考にしながら、昔日の宿場町の面影の再現を図っていく考えはないか。

【答】当区での景観の取り組みについては都市景観審議会の指導を賜りながら推進している。旧日光街道沿いの街並みは景観重点地区である千住地区において、蔵を組み込んだ歴史プラチエラスや千住ほんちよう公園を整備している。なお北千住の開発を契機に、平成10年度より千住のまちづくり協議会を設置する。その中で旧日光街道沿いの街並みについても、住民参加のもとで、検討していきたい。

日本共産党足立区議団



さとう純子 議員

基本計画の見直しについて区長の政治姿勢を問う

【問】区民生活重視型区政を基本姿勢とする吉田区政のもとで21世紀の区政を方向づける基本

計画策定に区民の期待が高まっている。第三次基本計画策定時と大きく変化した社会、経済状況を踏まえるとともに、国の悪政の押し付けではなく、憲法・地方自治体の本旨をしっかりと基本に据えて住民要望をもとに「住民が主人公」の自治体を築いていく展望を示すべきと考え

【問】区民生活重視型区政を基本姿勢とする吉田区政のもとで21世紀の区政を方向づける基本

る。また、区民の実態と要望を把握し、基本計画に反映すべきと考えるが区長の見解を伺う。次に、各施策の素案が固まった段階で区民に知らせ、例えば、13ブロック毎に住民の意見を聞く場を設けるなど、政策形成段階から、情報公開と区民参画が必要と考えるがどうか。



【答】基本計画は地方自治法に規定された基本構想の実現のため、より具体的な目標と課題等を明らかにしたものである。今回の基本計画見直しにあたっては、「特別区制度改革の進展」「保健・福祉施策などの制度的改正」「引き続き財政状況の厳しさ」の3つの視点を取り入れ、区民要望と足立区の現状を踏まえて策定していく。また、区民要望や区の現状把握、職員参加は大切なことであり、指摘の趣旨を盛り込んで基本方針として通知した。なお、見直し作業を進める中で、今後、区民の代表である議会の意見等を伺うとともに、世論調査や区政モニター等の活用も含め、指摘の区民参加を図り、情報公開についても、適宜対応していきたいと考えている。

【問】公共工事の予定価格をめぐって、談合や行政と企業との癒着など不正が相次ぐなかで、

公平・公正な入札制度を求める世論が高まっている。そこで、足立区としても予定価格を公開すべきと思うがどうか。

【答】建設省並びに自治省から、公共工事に係る入札・契約手続き及びその運用の更なる改善の推進に関する通知が都道府県知事あてに出され、都から区に對して通知がきている。したがって、当区においても、その取り扱いについて検討していきたい。

【問】足立区公文書公開条例について

【答】予定価格等、契約関連情報を区民にも公開することは情報公開の時代の流れであるが、そのためには、足立区公文書公開条例の改正が必要になると思うがどうか。

【答】公文書公開条例について、予定価格を事後公表するとした場合には、現行の条例ではできないので、足立区公文書公開条例の改正が必要となる。

【問】区の制度融資における窓口体制の強化について

【答】区内の中小小売業者は、まさに死活の淵に立たされている。区の制度融資に対する期待は大きく、改善・充実が求められている。そこで、業者の立場に立ち、一人の落後者も出さないよう、希望どおりの融資が受けられるよう指導、援助を行うよう受付窓口体制の強化をすべしと思うがどうか。

【答】区の窓口では、融資の申請時に、書類の不備をチェックしたうえで即時、銀行に斡旋を行っている。また、事業計画や資金計画に不安のある方々には、商工相談を合わせて実施している。今後とも中小小売業者の区の

制度融資への期待に応えるため努力したい。

【答】良好な教育環境を整備していくためには、安定した予算の確保が不可欠である。これまでに特別区教育長会は都、国に對し、校舎改築事業に係る国の補助基準の改善や耐震補強に関する国庫補助の充実等を要望しているところである。

【問】一般の金融機関から融資を受けることが困難な個人事業主のために生業資金があるが、現在、貸付限度額が150万円である。店舗の改築や事業の開始、拡充のためには十分とは言えない。そこで生業資金の貸付限度額を引き上げるべきと思うがどうか。

【答】生業資金の貸付限度額は、平成3年度に100万円から150万円に引き上げ、貸付利率は昨年度1.9%から0.9%に引き下げるなど、制度の充実を図って実施している。貸付金の限度額引き上げについては、最近の貸付金の事業計画での所要額、申込金額、不足額の状態などを踏まえ、財政状況も勘案し、検討したい。

【問】国の教育予算は年々削減され、児童・生徒急増期に建設された校舎の改築や大規模改造に

【問】国の教育予算は年々削減され、児童・生徒急増期に建設された校舎の改築や大規模改造に

【問】国の教育予算は年々削減され、児童・生徒急増期に建設された校舎の改築や大規模改造に

【問】国の教育予算は年々削減され、児童・生徒急増期に建設された校舎の改築や大規模改造に



【問】足立区教育委員会として「公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律」により、小・中学校において、「1学級40人」とし、学級編成を行っている。教職員定数もこのことを基準として配置されている。30人学級に向けた定数見直しについては、

【問】足立区教育委員会として「公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律」により、小・中学校において、「1学級40人」とし、学級編成を行っている。教職員定数もこのことを基準として配置されている。30人学級に向けた定数見直しについては、

【問】足立区教育委員会として「公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律」により、小・中学校において、「1学級40人」とし、学級編成を行っている。教職員定数もこのことを基準として配置されている。30人学級に向けた定数見直しについては、

【問】足立区教育委員会として「公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律」により、小・中学校において、「1学級40人」とし、学級編成を行っている。教職員定数もこのことを基準として配置されている。30人学級に向けた定数見直しについては、

【問】子どもたちの健全育成について

【問】子どもたちの健全育成について

【問】子どもたちを取り巻く環境は、少子化の進行に伴うさまざまな問題に加え、子どもたちの健やかな成長の妨げとなる状況やいじめ、薬物乱用等極めて憂慮すべきものとなっている。本年3月には、統廃するナイフ事件を踏まえ、「多発する中学生の問題行動から何を考えるか」今、私達にできることは」と題した講演を実施した。

【問】青少年は今、スポーツ、文化、音楽等安心して利用でき「居場所」を求めている。そこで、現在ある児童館、社会教育館、青年センター等に青少年が自由に使えるスペースを確保

【問】青少年は今、スポーツ、文化、音楽等安心して利用でき「居場所」を求めている。そこで、現在ある児童館、社会教育館、青年センター等に青少年が自由に使えるスペースを確保

【問】青少年は今、スポーツ、文化、音楽等安心して利用でき「居場所」を求めている。そこで、現在ある児童館、社会教育館、青年センター等に青少年が自由に使えるスペースを確保

【問】青少年は今、スポーツ、文化、音楽等安心して利用でき「居場所」を求めている。そこで、現在ある児童館、社会教育館、青年センター等に青少年が自由に使えるスペースを確保

【問】青少年は今、スポーツ、文化、音楽等安心して利用でき「居場所」を求めている。そこで、現在ある児童館、社会教育館、青年センター等に青少年が自由に使えるスペースを確保

足立区議会市民連合



小林ますみ 議員

【問】要介護者の推移を基本に向こう5年のサービス見込み量の設定を国が示す「参酌すべき標準」に追随するのではなく、本当に必要なサービスの基盤整備を目標とすべきだ。また、市民にケアサービスの水準目標を示し、第一号被保険者が負担する保険料を市民と共に決定すべきと思うがどうか。

【問】提供可能サービス料と一

【問】提供可能サービス料と一

【問】提供可能サービス料と一

【問】提供可能サービス料と一

【問】提供可能サービス料と一

【問】介護保険の対象にならない障害者への介護サービスについては、昨年改定した「足立区地域保健福祉計画」の中で、一層の充実に向け取り組んでいきます。また、障害者が65歳に達した場合は、介護の部分については介護保険サービスを優先して受給していただき、介護保険対象外の障害者福祉サービスについては、障害者プランに基づき展開していきます。



【問】区立小・中学校の給食食器については、強化磁器を使用していますが、私立保育園・幼稚園について食器の材質調査を行いポリカーボネイト樹脂等の食器使用をしている場合は、改善するよう求めるべきと思うがどうか。また、施設の遊具・玩具についても同様の対応をすべきと思うがどうか。

【問】区立小・中学校の給食食器については、強化磁器を使用していますが、私立保育園・幼稚園について食器の材質調査を行いポリカーボネイト樹脂等の食器使用をしている場合は、改善するよう求めるべきと思うがどうか。また、施設の遊具・玩具についても同様の対応をすべきと思うがどうか。

【問】区立小・中学校の給食食器については、強化磁器を使用していますが、私立保育園・幼稚園について食器の材質調査を行いポリカーボネイト樹脂等の食器使用をしている場合は、改善するよう求めるべきと思うがどうか。また、施設の遊具・玩具についても同様の対応をすべきと思うがどうか。

【問】区立小・中学校の給食食器については、強化磁器を使用していますが、私立保育園・幼稚園について食器の材質調査を行いポリカーボネイト樹脂等の食器使用をしている場合は、改善するよう求めるべきと思うがどうか。また、施設の遊具・玩具についても同様の対応をすべきと思うがどうか。

【問】区立小・中学校の給食食器については、強化磁器を使用していますが、私立保育園・幼稚園について食器の材質調査を行いポリカーボネイト樹脂等の食器使用をしている場合は、改善するよう求めるべきと思うがどうか。また、施設の遊具・玩具についても同様の対応をすべきと思うがどうか。

学校施設改修予算積算額漏洩問題調査

特別委員会の調査報告を了承

学校施設改修予算積算額漏洩問題調査特別委員会は9回にわたり開催されました。このたび、調査が終結し、本会議において委員長より次のとおり報告がなされました。

委員会報告の概要

1 調査の趣旨

平成9年9月30日付の政党機関紙赤旗紙上に日本共産党足立区議団調べ、として補正予算に盛り込まれた学校施設改修費と称する小・中学校の工事、学校名、工事金額が掲載されました。これは公正・公平な契約事務、職務執行に著しく適正を欠くものであり、議会として真相を解明する必要があるため、調査を重ねてきました。

2 調査の内容（事実関係）と委員会の開催状況

▽平成9年9月2日、22日 この期間に、日本共産党足立区議団（以下共産党という）の議員より施設課長に対して、学校修繕に関する資料の要求が行われました。
▽9月29日 総務委員会において当該経費が計上されていた平成9年度一般会計補正予算案が否決されました。

▽9月30日 政党機関紙「しんぶん赤旗」の紙面に、当該資料にあった工事種別、学校名、工事金額が掲載されました。
▽10月9日 助役名の「情報提供の取扱いについて」の通知で情報は提供すべきものではないとの見解が出されました。

▽10月16日 当該課長に対して文書注意が措置されました。
▽10月23日 議会運営委員会において共産党団長より、この問題につき陳謝がありました。

▽10月24日 「学校施設改修予算積算額漏洩問題調査特別委員会設置に関する決議」が可決、本特別委員会が設置され、同日、第1回の委員会を開催しました。

▽11月19日 第2回の委員会を開催し、委員会設置に対する各会派の意見表明等を行いました。（平成10年1月1日付、区議会だより第164号参照）

▽12月15日 第3回の委員会を開催し、執行機関側出席説明員4名に対する質疑を行いました。
▽平成10年1月12日 否決された鹿浜中学校の工事が随意契約されたが、その金額は政党機関紙に掲載された数字に近似したものでした。

▽3月27日 予算特別委員会において平成10年度一般会計予算案のうち、平成9年10月に否決された補正予算案に計上されていた学校改修予算は本特別委員会の調査が終了するまで執行を凍結する旨等の付帯決議を付し、修正可決されました。第4回の本委員会を開催し、執行機関側出席説明員3名に対する質疑を行いました。

凍結する旨等の付帯決議を付し、修正可決されました。第4回の本委員会を開催し、執行機関側出席説明員3名に対する質疑を行いました。

▽4月9日 第5回の委員会を開催し、執行機関側出席説明員9名に対する質疑を行いました。

▽4月10日 第6回の委員会を開催し前回は委員会で要求した資料について調査を行いました。

▽4月22日 第7回の委員会を開催し、施設課長（当時）と資料要求議員に対する証人尋問を行いました。

▽5月7日 第8回の委員会を開催し、共産党団長及び学校教育部長に対する証人尋問を行いました。

▽6月18日 第9回の委員会を開催し、調査報告について、採決を行い賛成多数で承認されました。その際、少数意見の留保がありました。

3 調査の結論

①提供された資料の性格

本特別委員会では平成9年9月30日付「しんぶん赤旗」に掲載された「補正予算にもりこまれた学校改修費」の各学校別の「工事金額」とするものについて、これが何を意味するのか調査を行いました。これについて当時の助役は、この数字について、入札予定価格そのものではないが、かなり近い数字であり、

提供すべきでなかった。今後についても、今回と同様な資料については議員個人として要求があっても提供できないと答弁しています。また、当時の予算課長は平成9年度の小・中学校の学校施設改修に関する予算の見積書と既に契約を締結した入札金額について校名ごとに出して欲しいとの資料要求に対して提供できないと回答をしました。これらのことから、執行機関が、現行法令上は、事前は当然のことながら事後であっても、共産党の議員に提供した資料について提供するのが不適切であったことが明白となりました。さらに、学校管理課による改修予定校の工事見積額と予算課の査定を経た区長査定額が、実際の工事価格として精度が高いことも答弁を得ています。このことは、工事が行われてしまった当該学校の消費税を含む契約金額が、政党機関紙に掲載された数字と近似していることから明らかです。また、この数字が漏洩したことにより、契約事務に大きな支障をきたしていることは、当該学校の改修工事をするにあたっては、他校の給食場ポイラー改修と無理に合わせて契約を行ったことから明らかです。

②資料を提供したこと等に対する責任について

当時の施設課長から共産党の議員に提供された資料は、本来公開すべきでない資料であり、公文书公開条例第9条の「公開しないことができる公文书」に該当しており、本委員会の調査で明らかになったようにこれが公開されたことにより区政の公正・適正な執行を妨げたことから、地方公務員法第34条に規定する守秘義務違反であると判断せざるを得ないものです。本委員会としては、区に対して、この事件に関係した職員に対して厳重な処分を行うことを強く求めるとともに、区政運営の最高責任者たる区長に対し、職員が二度と同様の事件を起こさぬよう指導を徹底すべきことを求め、あわせて猛省をうながすものである併し、この内容は当時の助役の答弁にもあるように極めて予定価格に近いものでした。

③否決した費途に契約差金を充当した行為について

本委員会において学校施設改修予算積算額漏洩問題を説明中に、否決された補正予算に含まれている学校改修工事が契約差金により行われてしまったことが発覚しました。本件の場合は漏洩した資料が金額をはじめ細部に至っているものであり、否決した予算は24校すべてが拘束されるものです。議会が予算案を否とする議決をしている以上、当然、長の予算案は執行することとが不可能です。議会の議決は絶対のものであり、これに反して執行すれば地方自治法第2条第15項に定められているように違法行為となり、同条第16項では違法行為の効果は無効と定められています。地方自治法上の明らかな違反行為を犯した所管部長の責任は当然重いものであります。また、さらに法律上の違反行為を行ったことに対する区長の管理監督責任は極めて重いものです。よって、本件に対する区長の責任について明確にするよう強く求めるものです。

④資料提供を受け、政党機関紙に掲載されたことに対する責任について

平成9年9月30日に共産党調べとして、政党機関紙「しんぶん赤旗」に小・中学校施設改修予算の内訳である学校名、工事内容、工事金額のすべてが掲載されました。この資料は同党の議員の要求により当時の施設課長から提供を受けたものであります。この内容は当時の助役の答弁にもあるように極めて予定価格に近いものでした。

少数意見の報告（要旨）

委員長報告の後、本特別委員会で少数意見の留保をした委員から次の報告がありました。
第1に、提供された資料の性格は、予算の内示資料であり、

公開したからといって契約に支障を及ぼすものではありません。予算の内訳は、議員が議会で質問すれば、答弁するものであります。したがって、地方公務員法第34条の規定する守秘義務違反には当たりません。第2に、資料を提出したことに對する責任問題ですが、この資料は入札予定価格ではなく、区長査定後の予算内訳書で、意思形成過程が終了しているものであり、足立区公文书公開条例違反であるという論証はありません。第3に鹿浜中の改修については、歳出予算が平成9年度当初予算において存在しており、地方自治法に触れる違法行為ではありません。第4に、被害を与えた責任を共産党に求めています。これは事態を逆さまに描いているものであります。以上のとおり、今回の資料提供は、地方公務員法、地方自治法、足立区公文书公開条例にも違反していないのは明白であり、したがって、職員への処分は必要なく、区長の責任もありません。また、日本共産党足立区議団が謝罪するべきものは何もありません。

本会議における討論及び採決

委員長からの調査報告及び、少数意見の報告の後、日本共産党足立区議団から調査報告に反対の立場で、足立区議会自由民主党、足立区議会議会公明、足立区議会市民連合が賛成の立場で討論を行いました。（討論要旨7頁記載）討論終了後、採決を行い賛成多数で委員長報告どおり承認することに決定しました。

足立区議会自由民主党

賛成

調査報告に賛成の立場から討論を行う。この問題は、足立区公文書公開条例上、非公開に属する情報を共産党所属議員が本会議の質問資料にと称して、当時の所管課長より入手したことから始まった。この機密に属する資料を入手目的を逸脱して、日本共産党足立区議団団長が「しんぶん赤旗」に資料提供したため、同紙に9月30日付で、日本共産党足立区議団調べとして、小・中学校施設改修費24校分の工事名、学校名、工事金額が一覧表として掲載された。この行為は政党機関紙の限られた読者のうちの施設改修に関連する業者にとっては、他の業者より有利な情報を提供されたことになり、事実上公正な入札業務は不可能となったものである。当時の助役は、この提供された資料は、入札予定価格に限りなく近いものであり、提供すべきでなかったと答弁しており、足立区公文書公開条例第9条3項のイの公開することにより、区政の公正又は適正な執行を妨げるものに該当するものである。また、当初予算の中の契約差金であっても、予算が否決されたことにより、その時点から議決による拘束を受けることは当然であり、この中に含まれている鹿浜中学校の改修を議会に無断で行ったことは、地方自治法上の違反行為を犯したものである。このことに対する区長の責任はみずから明確にしなければならぬ。また、この問題に一応の結論を得たこの機会に、区政の停滞を招いたことに対する日本共産党区議団の謝罪を要求して討論を終わる。

足立区議会 公明

賛成

私は調査報告書に賛成の立場で討論するものである。学校施設改修積算額漏洩問題の本質は、日本共産党が学校修繕予算という、子どもたちの教育環境にかかわる問題を巧みに前面に押し出し、あたかも自民、公明、市民連合が学校修繕そのものに反対しているかのよう問題点をすり替え、自己の正当化と党勢拡大を画策していることに尽きるものである。議会審議のためと言って入手した資料を政党機関紙に提供し、これを公表させたことは、議員としての資質や政党の責任はもとより、足立区の現行法令上、許されるものではない。足立区の現行法令では事前公表どころか、

事後公表すら許していないことは厳然たる事実であり、議会の要求に対しても資料提出を拒否している。事実を故意に曲げて伝えることは区民をだますことであり、日本共産党の責任は重大である。さらに、日本共産党は工事金額と予定価格は全く関係ないもののように言い繕っているが「しんぶん赤旗」に掲載された鹿浜中学校の散水ポンプ改修工事金額が随意契約された金額と極めて近い金額であることが立証され、もろくも崩れ去った。また、足立区政史上初めて起こった不祥事に対して、行政の最高責任者である吉田区長の責任は免れることはできない。日本共産党の党利党略のために犠牲になっているのは、何も知らない足立区の子どもたちであり、その責任はきわめて重いと云わざるを得ない。日本共産党足立区議団は64万区民に対して謝罪すべきであると申し上げ討論を終わる。

日本共産党足立区議団

反対

調査報告に反対する立場から討論を行う。第1に、公表された予算の内訳資料は、足立区では秘密とされている入札予定価格ではないことである。したがって、秘密の漏洩は存在しない。しんぶん赤旗は、学校修繕を含む否決された補正予算の内訳を広く区民に知らせただけである。また、足立区では公開していない入札予定価格も国をはじめ各自治体で公表に踏み切り、公正な競争、適正な契約、公共工事費用のコストダウン等を図っている。第2に、資料を提出したことについてだが、報告書は予算の内訳資料の公表が地方公務員法第34条に規定する守秘義務違反と断定しているが、足立区公文書公開条例に規定している入札予定価格でもない資料を提供しても何ら問題はない。また、議会が学校修繕費を含む補正予算を否決している以上、区長がこれを執行することは地方自治法違反として、議会で議決された当初予算の範囲で執行されたものであり、地方自治法違反となるものではない。また、執行された学校は改善勧告がだされておらず、子どもの安全を守るために当然行ったものである。第3に、資料提供を受け政党機関紙に掲載したことについてだが、掲載された資料は入札予定価格でもなく、条例の非公開文書にも該当せず、何ら問題はない。区長は学校修繕予算を昨年以來、再三にわたって議会に提出してきたが、この区長の提案に対して否決、修正等を行い、結果として学校修繕を妨害し遅らせてきたのは自民、公明、市民連合であると指摘して討論を終わる。

足立区議会市民連合

賛成

この調査特別委員会の報告にみずから携わった者として賛成の立場で討論をするものである。この漏洩問題は、少数与党の日本共産党足立区議団が、昨年9月第2回定例会に提出された補正予算をその内容を精査し、議論するという議会の本分を忘れ、ただ闇雲に議会野党に外的な圧力をかけ、補正予算を可決させようとする非民主的な手段を用いた過程におきた問題です。これまで9回を重ねた審査の中で共産党区議団の委員の発言及び証人の発言は主に3点です。第1に、この事件の当事者である者の作成した調査報告書を鵜呑みにした学校教育部長の報告書を全面的に是認し、予定価格ではないので守秘義務は存在しないということである。しかし、積算額は予定価格に限りなく近い金額であるとの認識が当時の助役見解であり、予算当局のこれまでの対応である。2番目の問題は、予算案としての意思形成過程は終了しているが、予算審議過程であり、事業の執行過程前でもある。現にこの積算額が漏洩したことにより、事業の執行が困難になっている訳である。3番目に、日本共産党が主張している予定価格の事前公表は、公平、公正な入札制度の確保のためではなく、公務員の事故不祥事対策に行われているものであり、この問題に対するすり替え以外の何物でもない。最後に、鹿浜中学校につながるこの問題は二度とあってはならない。関係した共産党議員、職員、赤旗紙、そして何の善後策も示さぬ区長の最高責任者である区長にも猛省を求め討論を終わる。

他の特別委員会の動き

足立区議会は、所管の事務の調査、議案、陳情等を審査する常任委員会（総務、区民、厚生、建設、都市環境、文教の六委員会を設置）とは別に、特定の付議事件の審査のため次の四つの特別委員会を設置しています。

旧本庁舎跡利用建設計画 調査特別委員会

旧本庁舎の跡利用については、現在、跡利用計画が確定

するまで暫定的にイベント広場としての使用のほか、土曜・日曜・祭日に駐車場（32台）として利用していますが、地元商店街振興組合から平日実施の要望があり、本委員会で審議され7月1日から試験的に行うことになりました。跡利用計画については、日本共産党足立区議団の対案についての報告を受け、調査を行いました。次回委員会において事業手法や財源対策について調査を行う予定です。

交通問題対策特別委員会

「老人・障害者の交通利便性の改善についての陳情」及び「日暮里・舎人線の駅名に関する陳情」の2件の審査を行いました。引き続き調査を進める必要から継続審査となりました。

常磐新線については、六町の区画整理の換地計画に先立ち、東京都建設局が先行して用地借り上げを行い、平成10年度は更地化、11年度には新線工事に着手するとの報告を受け質疑を行いました。

メトロセブンとエイトライナーの実現のため、8月23日に関連9区の連携による促進大会及び関係機関に要請活動を行うことになりました。

都区制度問題調査特別委員会

本年4月に、「地方自治法の一部を改正する法律」が改正された特別区は、平成12年4月に東京都の基礎的な地方公共団体として清掃事業を始めとして、37の事業が東京都から移管されることから、移管に対する今後の問題点等について調査研究を行いました。

行政改革調査特別委員会

「最小の経費で最大の効果を上げる」視点に立って、今後の区の行政改革についてどう進めていくことが良いか協議を行いました。手法としては、行政改革の必要なテーマを委員会独自で設定したり、行政改革の専門家を招き議論するなどの方向が示されました。具体的には次回委員会から調査を行って行くことになりました。

議決結果

予算は修正可決

平成10年度足立区一般会計補正予算(第1号)

歳入歳出予算の総額に8億2千139万8千円を追加し、予算総額を1千988億2千139万8千円とする補正予算案(原案)は、歳入歳出予算の総額に5億6千614万2千円を追加し、予算総額を1千985億6千614万2千円にする

可決した議案

また、足立区議会自由民主党、足立区議会公明、足立区議会市民連合より本会議において、修正案に賛成の立場から討論あり。

条例の改正

足立区議会議員及び足立区長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

公職選挙法施行令の改正に伴

い、公費負担額を改定するもの。足立区監査委員条例の一部を改正する条例

地方自治法の改正に伴い、監査結果、又は監査結果を参考としてとられた措置を講じた旨の通知に係る事項について公表するもの。

足立区難病患者福祉手当条例の一部を改正する条例

難病を有する者の福祉の増進を図るため、支給対象疾病を加えるもの。

請負契約

- ① 契約金額②相手方③契約方法
足立区都市受信障害解消施設第三期整備工事請負契約
- ① 4億4千415万円②伊藤忠商事株式会社③随意契約
災害用調理レンジセットの購入について
- ① 6千426万円②船山株式会社③随意契約
学校給食用熱風消毒保管庫及び戸棚の購入について
- ① 6千489万円②新日本厨機株式会社③指名競争入札
学校給食用熱風消毒保管庫及び戸棚の購入について
- ① 3千108万円②株式会社アイホー③指名競争入札

その他の議案

東京地方裁判所平成七年(ワ)第三六九四号、第三七一四号破産申立事件において東京都足立区が届け出た債権の劣後の申出について

平成七年三月二十日に発生した地下鉄サリン事件等において不特定又は多数の者が被った惨

継続審議にした議案

禍が未曾有のものであることを踏まえ、オウム真理教に対する破産申立事件において債権を届け出た被害者の救済を図ることの緊急性を考慮し、当該破産申立事件における足立区の債権に関する取扱いを定めるもの。

条例の制定

足立区環境基本条例

環境の保全に関し、基本となる事項を定めるもの。区長に意見を述べる審議会のあり方等について継続して審議する必要があるとされました。

諮問

専決処分にした事件の報告及び承認

足立区特別区税条例の一部を改正する条例

地方税法の一部を改正する法律が公布されたのにもない、区税条例を改正するもの。

報告

平成9年度緑越明許費繰越計算書

地方自治法施行令第146条第二項の規定に基づき、平成9年度繰越明許費に係る歳出予算の繰越について報告するもの。(翌年度繰越額8千508万5千円) 損害賠償の額の決定

本木掘整備工事に際し、軟弱

みなさんからの 請願・陳情

採択したもの

○「スーパー銭湯」進出に反対する陳情

温泉掘削申請等に関し、地盤沈下等、区の事情を考慮し、慎重に判断するよう東京都に働きかけること。また、温泉利用及び公衆浴場の許可が申請されても、保健所長は安易に許可しないようにすること。仮に許可となっても都と相談の上、適切な料金を指示することなどを求めたもの。

○古綾瀬川緑道計画の一部先行整備に関する請願

古綾瀬川緑道計画に関し、下流部を先行して工事するなど速やかな整備を求めたもの。

地盤のため相手方の家屋等に亀裂等の損害を与えたことに伴う賠償の額(96万7千18円)の決定ほか。計9件

議決を得た契約の変更

本木掘整備工事その2ならびに西新井本町四丁目、本木北町付近樹設置工事及び掘削復旧工事ほか。計3件